

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成24年8月2日(2012.8.2)

【公表番号】特表2012-508818(P2012-508818A)

【公表日】平成24年4月12日(2012.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-015

【出願番号】特願2011-536324(P2011-536324)

【国際特許分類】

C 23 C 14/24 (2006.01)

H 01 L 51/50 (2006.01)

H 05 B 33/10 (2006.01)

【F I】

C 23 C 14/24 D

H 05 B 33/14 A

H 05 B 33/10

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月18日(2012.6.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

粒子材料を計量し、気化するための装置であって、

(a) 粒子材料を計量するための計量デバイスであって、

(i) 粒子材料を受け取るための貯蔵室と、

(ii) 内部容積を有し、前記貯蔵室から前記粒子材料を受け取るための第1の開口部、及び前記粒子材料を吐出するための第2の開口部を有するハウジングと、

(iii) 前記内部容積内に配置される回転可能シャフトであって、該シャフトは滑らかな表面と、前記貯蔵室から前記粒子材料を受け取るための前記第1の開口部、及び前記粒子材料を吐出するための前記第2の開口部と位置合わせされる外周溝とを有する、回転可能シャフトと、

(iv) 前記貯蔵室内に配置され、前記粒子材料を流動化して該粒子材料を前記所蔵室から前記外周溝内に移送するために前記回転シャフトと協働する、複数の棒を有する回転アジテーターと、

(v) なお、前記回転可能シャフト及び前記内部容積は、前記粒子材料が前記外周溝によって移送され、前記回転可能シャフトの残りの部分に沿って移送されないように協働し、

(vi) 前記第2の開口部に関連して配置される擦り取る手段であって、その中に保持される前記粒子材料を取り除き、前記シャフトが回転するのに応じて、前記計量された量の粒子材料を、前記第2の開口部を通して送達するように前記溝と協働する、擦り取る手段と、

を備え、

(vii) 前記回転可能シャフト及び前記擦り取る手段は、前記粒子材料が前記第2の開口部において流動化され、単一の粒子の粒、若しくは粒子の粒の小さな凝集体、又はその両方になるように協働する、

計量デバイスと、

( b ) 前記計量された粒子材料を受け取り、フラッシュ蒸発させるフラッシュ蒸発器と  
、  
を備える、装置。

【請求項 2】

前記擦り取る手段は、その端部において前記回転シャフト内の前記溝と実質的に同じ断面を有する固定スクリーパーを含む、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 3】

前記フラッシュ蒸発器は回転可能である、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 4】

前記フラッシュ蒸発器は磁気結合を介して回転する、請求項3に記載の装置。